地方消費税

納める人

物品の販売や貸し付け、サービスの提供を行った事業者及び輸入商品を保税地域(外国貨物を一時保管できる指定、許可された場所)から引き取る人です。(地方消費税は販売する物品やサービスの価格に転嫁されて、最終的には消費者が負担します。)

納める額

消費税額の78分の22 (国の消費税と地方消費税を合わせた税率は10%となります。) 例) 1万円の洋服を買った場合の消費税と地方消費税の負担額1万円×7.8% = 780円 (消費税分) 780円×22/78 = 220円 (地方消費税分) 消費税分+地方消費税分=1,000円 (実質10%の負担となります。)

申告と納税

国内取引 (譲渡割) … 当分の間、消費税と併せて税務署に申告し、納めます。

輸入取引(貨物割)…消費税と併せて税関に申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた地方消費税の50%は、県内の市町村に交付されます。

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が導入されました。

適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

インボイス制度 特設サイト(国税庁)



お問い合わせが多い で質問など(国税庁)



•相談窓口 一覧表(国税庁)

